

私たちのまちの大事な課題に
私たちの声を直接とどける

「多様性を認め合う支えあいの
まちづくり」に向かって

武蔵野市 住民投票条例(案)に賛成です!

住民投票条例案ここまでの経過

今、武蔵野市議会では「武蔵野市住民投票条例(案)」の審議が進められています。これは、2020年3月に**全会一致で成立した「自治基本条例」**の中で住民投票制度が設けられたことを受け、その具体的な運用ルールを定めるために制定が求められているものです。私たちは、この「住民投票条例(案)」が掲げる「多様な市民の声に耳を傾け、市民自治をさらに前に進める」という理念に賛同し、市議会での建設的議論により成立することを望んでいます。

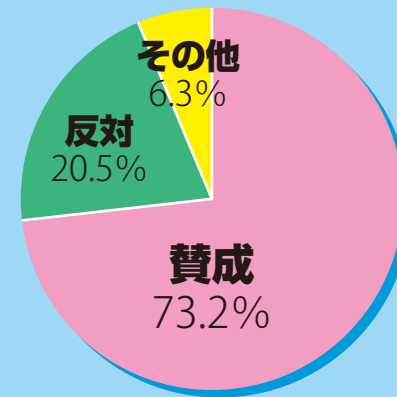
時期	経過
2016年11月～18年10月	武蔵野市自治基本条例(仮称)懇談会(有識者3名、公募市民2名、市会議員2名、副市長2名)で検討
2018年2月	自治基本条例骨子案素案の公表 パブリックコメントの募集及び市民意見交換会の実施
2018年3月	自治基本条例骨子案に関する市民ワークショップ(テーマの1つが住民投票条例)
2019年9月	自治基本条例素案の公表 パブリックコメントの募集
2020年1月	自治基本条例案に関する市議会での議論(審査特別委員会による審査)
2020年3月	自治基本条例案が全会一致で可決
2020年12月	住民投票条例(仮称)検討委員会設置
2021年2月	住民投票条例(仮称)骨子案の公表 市議会議員との勉強会、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021年3月	市民意見交換会、無作為抽出の市民アンケートを実施
2021年6月	コミセンでの意見交換会
2021年8月	住民投票条例(仮称)素案の公表 パブリックコメントの募集、市民意見交換会、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021年11月	素案への意見に対する市の考え方公表 第4回市議会定例会へ条例案を上程

1 市政に関する重要なテーマについて 住民が直接意思表示できる

市政に関する重要なテーマについて、市民から見て市長や議会の意思が違っていると考えられる場合に、投票により**市民の意思を明らかにし、市長や議会に示すことができます**。近隣の自治体の例で見ると、2013年に小平市で都市計画道路建設の是非を問う住民投票が行われています。

2 住民投票に参加できるのは、市内に3ヶ月以上 定住する18歳以上の市民(外国籍市民も含む)

現在武蔵野では、約3,000名の外国籍の方々が住民登録を行い、他の市民同様に納税義務を果たしながら、コミュニティの一員として暮らしています。武蔵野市の第六期長期計画の中で掲げられた「多様性を認め合う支えあいのまちづくり」という目標に照らしても、こうした**外国籍の方々をまちづくりのパートナーから除外する理由はありません**。市が2,000名を対象に行った無作為抽出のアンケート(有効回答508件)でも、外国籍市民が住民投票資格を持つことに73.2%の市民が賛成をしています。



外国籍市民を投票資格者に含めることについての市民意見(無作為抽出アンケート結果)

3 2ヶ月以内に投票資格者の1/4の署名を集めて請求すれば、 議会の議決なしに投票が実施できる

従来の地方自治法に基づく住民投票の請求は、議会が可決しなければ実施されません。しかし武蔵野市の常設型住民投票条例の場合、**議会の議決を経ることなく住民投票ができます**。そのため、地方自治法では有権者の50分の1の署名で請求するのに対し、資格者の4分の1(約32,000人)と、**より厳しいハードルを設けています**。

4 投票資格者の1/2以上(約64,000人)の投票で成立し、 その結果は市長・市議会により尊重される

住民投票の結果に法的な拘束力はありません。しかし、厳しいルールに則って実施された住民投票の結果を**市長と市議会は重く受け止めて尊重しなければなりません**。市は、賛否の得票率や全体の投票率など「投票結果全体」を尊重すべきものと説明しています。

成立、不成立にかかわらず
投票結果は公表されます



むさしの憲法市民フォーラム

2021年12月1日発行

むさしの憲法市民フォーラムは、1997年以来、毎年5月に手作りによる憲法記念行事を企画・実行してきた市民のグループです。また、社会の情勢に合わせ、学習会やニュースの発行なども行っています。(事務局：080-2340-8517)

誤導や荒唐無稽！な作り話に注意！

正しい理解を！武蔵野市住民投票条例(案)

一部メディアが、武蔵野市の「住民投票条例(案)」が外国籍市民に投票資格を認める内容であることを批判的に伝えたのをきっかけに、外国人に対する差別的言動を行う団体が市役所周辺や駅頭、街頭などに大挙して襲来、「外国人が転入したら武蔵野市が乗取られる」「外国人は出て行け」などと大音量のマイクで繰り返し怒鳴る騒然とした光景が繰り広げられました。また、こうした状況につけ込むように、差別主義的なデマや荒唐無稽な作り話が流布されています。こうした声に惑わされず、正しい情報を知り、不当な威圧や中傷に屈せず武蔵野の健全な市民自治を守っていきましょう。

誤 住民投票資格は 地方参政権と同じ!?

住民投票は、市政の重要な個別テーマ(施策)について、住民が賛否の意思を表明するための制度で、市長や市議会議員を選ぶ選挙権などの「地方参政権」とは全くの別物です。この条例によって武蔵野市に住民登録をしている外国籍住民が選挙に投票できるようになるものではありません。

誤 外国籍市民の住民投票権は 世界の非常識!?

世界的に見ても、外国籍住民に対して住民投票を与えている国は少なくありません。アイルランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ベルギー、スイス、ニュージーランド、韓国など、多くの地域・国で外国籍市民の住民投票権が認められています。

誤 外国籍市民への住民投票権は 憲法違反!?

全国で42の自治体が住民投票への外国籍市民の参加を認めています。武蔵野市と同様に日本国籍市民と同じ条件で住民投票資格を認めているのは、神奈川県逗子市(06年～)と、大阪府豊中市(09年～)です。どちらの自治体でも、条例施行後に憲法違反であるという係争にはなっていません。

誤 外国籍市民にまちが 乗っ取られる!?

武蔵野市に多数の外国人が転入してきて、まちが乗っ取られるという話は、外国人差別主義者による荒唐無稽な妄想に過ぎません。住民投票を成立させるには約41,000人、賛成票が確実に上回るためには、日本国籍の投票資格者12,400人と同じ数の転入が必要です。それほど数の外国人が、この狭い武蔵野のどこに移住して来るのでしょうか？

誤 住民投票条例案は市民に知らせず 突然出されたもの!?

住民投票のあり方については、邑上市政下での「自治基本条例」の議論も含めれば、10年以上の歳月を掛け検討が重ねられています。表面に掲載した一覧でも明らかなように、「住民投票条例(案)」に限ってみても、2回に渡るパブリックコメントの募集、市民意見交換会、議会・市職員からのヒアリング、無作為抽出の市民アンケートと、多くの手間を掛けて周知が図られてきたことがわかります。

12月市議会に提出される住民投票条例案についての緊急声明(抜粋)

- 1 武蔵野市住民投票条例案が、市内に3か月以上定住し、住民登録する外国籍市民を住民投票の資格者に含めるとしたことに賛成する。
- 2 議案上程を断念させようと武蔵野市役所等に街宣車が押し寄せて大音量で騒ぎたてるなどの威迫的行動が行われているが、直ちに中止するべきである。

愛敬浩二(早稲田大学教授、憲法)、石坂啓(漫画家)、上野千鶴子(東京大学名誉教授、社会学)、大石芳野(写真家)、金子あい(俳優)、鎌内啓子(元ラジオディレクター)、金聖雄(映画監督)、小原隆治(早稲田大学教授、地方自治)、澤地久枝(ノンフィクション作家)、高木敦子(弁護士)、高木一彦(弁護士)、武田真一郎(成蹊大学教授、行政法)、長谷川憲(工学院大学名誉教授、憲法)、春山習(亜細亜大学講師、憲法)、前川喜平(元文部科学省事務次官)、美内すずえ(漫画家)、宮子あずさ(看護師・コラムニスト)、吉田善明(明治大学名誉教授、憲法)

11月18日には、差別主義的な動きに抗議し、多様性を認める武蔵野らしい条例の制定を求めて、市内在住の有識者を中心としたメンバーによる緊急アピールも発表されました。

#差別主義に惑わされず武蔵野らしい
民主的で文化的な住民投票条例制定を!

